

令和 3 年度以降に係る復興推進計画（税制の特例）について

東日本大震災復興特別区域法の改正により、令和 3 年 4 月 1 日から復興推進計画及び復興整備計画を新たに作成することができる対象地域が、復興状況等を踏まえて重点化され、宮城県内においては本市を含む沿岸市町が対象地域に指定された。

復興推進計画に基づく特例措置である「規制の特例」「税制の特例」「金融の特例（利子補給）」のうち、「税制の特例」については、沿岸部へと支援を重点化することとされ、必要に応じて復興推進計画の改訂等を行うこととなった。

本市においては、税制の特例に関する復興推進計画が、これまでに 4 件認定されていたところ、特例措置の適用状況及び基盤整備の進捗状況等を踏まえ、今回、下記の 2 件について改訂する。

1 令和 3 年度以降に係る復興推進計画（税制の特例）の改訂

- ・民間投資促進特区（ものづくり産業）
- ・農と食のフロンティア推進特区

2 本市における「税制の特例」の対象地域（参考）

令和 2 年度まで：仙台市全域

令和 3 年度から：仙台市宮城野区・若林区

復興庁設置法等の一部を改正する法律について

背景

地震・津波被災地域は復興の「総仕上げ」の段階、原子力災害被災地域は今後とも中長期的な対応が必要。このような状況を踏まえ、復興・創生期間後の基本方針（令和元年12月20日 閣議決定）に基づき、復興・創生期間後（令和3年度以降）の復興を支える仕組み・組織・財源を下記の法改正で整備することが必要。

復興を支える仕組み・組織・財源

1. 復興庁設置法

- 復興庁の設置期間を10年間延長（令和13年3月31日）
- 現行の総合調整機能の維持、復興大臣の設置
- 復興局の位置等の政令への委任
※ 岩手復興局・宮城復興局は沿岸域に移設、福島復興局は引き続き福島市に設置

2. 東日本大震災復興特別区域法

- 規制の特例、復興整備計画、金融の特例について、対象地域の重点化（復興の取組を重点的に推進する必要がある地方公共団体を政令で定める）
- 復興特区税制について、対象地域の重点化（産業集積の形成及び活性化を図ることが特に必要な市町村を政令で定める）
- 復興交付金の廃止（所要の経過措置を規定）等

3. 福島復興再生特別措置法

- 帰還促進に加え、**移住等の促進**（交付金の対象に新たな住民の移住の促進や交流・関係人口の拡大に資する施策を追加）
- 営農再開の加速化**（農地の利用集積や6次産業化施設の整備を促進するための特例の創設等）
- 福島イノベーション・コースト構想の推進を軸とした**産業集積の促進（課税の特例を規定等）
- 風評被害への対応**（課税の特例を規定等）
- 福島県が福島復興再生計画を作成し、国の認定を受ける制度の創設（現行の3計画を統合）等

4. 復興財源確保法・特別会計法

- 復興債の発行期間の延長**
 - 株式売却収入の償還財源への充当期間の延長 等
- ※ 東日本大震災復興特別会計は継続

※施行日：令和3年4月1日（3.及び4.の一部は、公布日施行）

復興庁設置法・東日本大震災復興特別区域法の一部改正について

復興庁設置法の一部改正

背景・必要性

- 東日本大震災からの復興を成し遂げるため、復興・創生期間後の組織を整備する必要。
- 防災力の向上に資するよう、これまで蓄積された復興に係るノウハウの共有・活用を図る必要。

改正の概要

- ① 復興庁の廃止期限について、現行の「平成33年3月31日」を「令和13年3月31日」に改正し、10年間延長する。現行の総合調整機能を維持し、復興大臣を設置する。
- ② 行政需要の変化に機動的かつ柔軟に対応するため、復興庁の名称、位置及び管轄区域については、政令で定める。
※ 岩手復興局・宮城復興局は沿岸域に移設、福島復興局は引き続き福島市に設置
- ③ 復興庁が廃止されるまでの間の国務大臣1人の増員を維持する。（附則（内閣法））
- ④ 東日本大震災からの復興に係る知見を活用する。（附則）

(注) 今回の改正法において、改正法の施行後5年以内の検討（検討条項）について措置

東日本大震災復興特別区域法の一部改正

背景・必要性

- 東日本大震災からの復興の状況を踏まえ、復興を重点的かつ効果的に推進する必要。
- 復興交付金事業は、ほぼ全ての地方公共団体で計画が完了する見込み。

改正の概要

- ① 規制の特例、復興整備計画、金融の特例について、東日本大震災からの復興に向けた取組を重点的に推進する必要があると認められるものとして政令で定める地方公共団体に対象地域を重点化する。
- ② 復興特区税制について、著しい被害を受けた地域が引き続き続き、着実に産業復興に取り組みるよう、産業集積の形成及び活性化を図ることとが特に必要な区域として政令で定める市町村に対象地域を重点化する。
- ③ 復興交付金事業の確実な終了に向け必要な措置（所要の経過措置）を講じた上で、復興交付金を廃止する。

東日本大震災復興特別区域法の改正概要

資料 2 (別添 2)

制度の趣旨

- 地域の創意工夫により、地域限定で思い切った措置
- 被災自治体の負担を極力減らし、迅速な対応を可能とするため、各種特例をワンストップで適用

計画に位置付けた特例措置により、復興の円滑かつ迅速な推進に貢献

○ 「※特定被災区域（11道県227市町村）」内において、自治体が以下の3つの計画を作成することが可能

改正

対象地域を重点化

1. 復興推進計画

- 目的
居住の安定や雇用機会の確保、産業の活性化など
- 主体
市町村等が作成（総理認定）
- 規制の特例
用途地域における建築制限の緩和など

改正

対象地域を重点化

- 税制の特例
復興産業集積区域では、雇用の確保のため、事業者の所得税等の一定割合が軽減
- 金融（利子補給）の特例
復興の中核となる民間事業への支援（5年間、0.7%以内）

改正

対象地域を重点化

2. 復興整備計画

- 目的
市街地の整備、農業生産の基盤整備など
- 主体
市町村等が作成
- 許可の基準緩和
市街化調整区域における開発行為など
- 許認可の手続き等のワンストップ化
協議会にて関係者同意、計画の公表により特例の発効

対象地域を重点化

- 用地確保の円滑化
土地収用手続きの迅速化

改正

廃止

3. 復興交付金事業計画

- 目的
著しい被害を受けた地域における復興事業の実施を財政面で支援
- 主体
市町村等が作成（総理に提出）
- ワンストップ化
計画に含まれる全ての事業をパッケージで支援対象
- 執行の弾力化、手続の簡素化
事業間の資金の流用が可能。また、変更の手続きが通常の補助金等よりも簡素化

※ 特定被災区域…大震災後に都道府県知事が応急的な救助（避難所及び応急仮設住宅の供与等）を行った市町村

復興推進計画（規制・税制・金融）・復興整備計画の対象地域

1 岩手県（12市町村）

宮古市、大船渡市、久慈市、陸前高田市、釜石市、大槌町、山田町、岩泉町、田野畑村、普代村、野田村、洋野町

2 宮城県（15市町）

仙台市、石巻市、塩竈市、気仙沼市、名取市、多賀城市、岩沼市、東松島市、亶理町、山元町、松島町、七ヶ浜町、利府町、女川町、南三陸町

3 福島県（59市町村）

福島市、会津若松市、郡山市、いわき市、白河市、須賀川市、喜多方市、相馬市、二本松市、田村市、南相馬市、伊達市、本宮市、桑折町、国見町、川俣町、大玉村、鏡石町、天栄村、下郷町、檜枝岐村、只見町、南会津町、北塩原村、西会津町、磐梯町、猪苗代町、会津坂下町、湯川村、柳津町、三島町、金山町、昭和村、会津美里町、西郷村、泉崎村、中島村、矢吹町、棚倉町、矢祭町、塙町、鮫川村、石川町、玉川村、平田村、浅川町、古殿町、三春町、小野町、広野町、楢葉町、富岡町、川内村、大熊町、双葉町、浪江町、葛尾村、新地町、飯館村

※ 11道県227市町村 ⇒ 3県86市町村

復興特区税制の対象地域

1 岩手県（12市町村）

宮古市、大船渡市、久慈市、陸前高田市、釜石市、大槌町、山田町、岩泉町、田野畑村、普代村、野田村、洋野町

2 宮城県（15市町）

仙台市（宮城野区・若林区）、石巻市、塩竈市、気仙沼市、名取市、多賀城市、岩沼市、東松島市、亘理町、山元町、松島町、七ヶ浜町、利府町、女川町、南三陸町

3 福島県（15市町村）

いわき市、相馬市、田村市、南相馬市、川俣町、広野町、楡葉町、富岡町、川内村、大熊町、双葉町、浪江町、葛尾村、新地町、飯舘村

*（参考）福島復興再生特別措置法の改正（令和2年6月公布）

- 福島イノベーション・コースト構想の推進に係る課税の特例を規定
- 風評対策に係る課税の特例を規定

※ 5道県143市町村 ⇒ 3県42市町村